



総合福祉センター利用範囲・利用方法

施設名	内容	利用範囲	利用方法	利用時間	休館日
那覇市 社会福祉センター(2F)	社会福祉協議会及び各福祉団体の 事業所を配置する	本市に事務所を有する社会福 祉団体	センター事務室に申請し許可をもらう (098-859-0099)	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで	土曜日・日曜日・国民の休日・慰 霊の日・12月29日から翌1月3 日
那覇市 母子福祉センター(1F)	母子寡婦世帯の生活の自立向上を 図る施設	本市に住所を有する母子家庭 の母又は父子家庭の父及びそ の児童	那覇市母子寡婦福祉会に申請し許 可をもらう (098-858-7217)	午前 10 時から午後6時まで	日曜日・国民の休日・慰霊の日・ 12月29日から翌1月3日
那覇市 金城老人憩の家(1F)	地域の老人の教養向上、心身の健 康増進を図る	本市に住所を有する 60 歳以上 の者	センター事務室に申請し許可をもらう (098-859-0099)		日曜日・国民の休日・(敬老の日 を除く)・慰霊の日・12月29日か ら翌1月3日
那覇市 金城児童館(1F)	児童の健全行育成のための児童厚 生施設	本市に住所を有する児童	センター事務室に申請し許可をもらう (098-859-0099)		日曜日・国民の休日(こどもの日 を除く)・慰霊の日・12月29日から 翌1月3日

貸し出施設

下記の施設を利用する団体は、那覇市総合福祉センター利用団体登録票(第1号様式)と那覇市総合福祉センター利用許可申請書(第2号様式)の提出が必要です。

施設名	内容	利用時間	利用料金 (室料)1Hあたり	利用料金 (冷房料)1Hあたり	利用範囲	利用方法	休館日
会議室	大会議室 100名 A・・・30名 B・・・50名	午前 9 時から 午後 9 時まで	2,000 円	300 円	① 本市に事務所を有する 社会福祉団体 ② 本市の健康の保持増 進に資する団体 ③ その他市民福祉の向上 を目的とすることが認め られる団体	センター事務室にて 利用団体登録票 (第1号様式) 利用許可申請書 (第2号様式) を申請し許可をもらう (098-859-0099)	① 日曜日・国民の休日 ② 慰霊の日 ③ 12月29日から 翌1月3日
遊戯室			2,000 円	300 円			
図書室		午後 6 時から 午後 9 時まで	600 円	200 円			
工作室			700 円	200 円			
和室			1,700 円	300 円			
調理室		午前 10 時から 午後 5 時まで	400 円	200 円			

※駐車場には限りがございます、お越しの際は公共交通機関をご利用願います。